

防犯便「ひまわり畑」

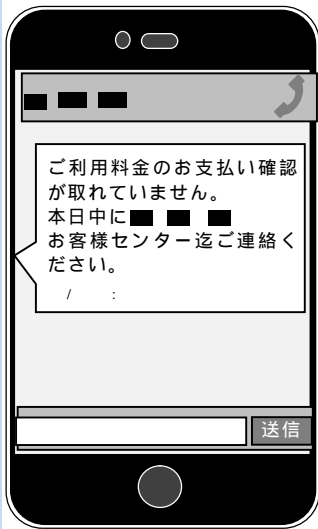
令和元年12月20日

第 11 号

埼玉県警察本部生活安全総務課

TEL 048-832-0110

「電子マネーで支払えます」はサギ！ ～電子マネーで支払いを求める詐欺に注意！～



突然、あなたにも届くかもしれません！
県内では突然携帯電話にこんなメールが届く架空請求の被害が発生しています。

メールに書かれた番号に電話すると、
「**有料サイトの利用料金が未納です**」
「**裁判になり給料や口座が差押えになります**」
等と身に覚えのないことを言われ、訴訟を取り下げるために電子マネーなどでの支払いを要求されます。



犯人

裁判を止める為に一旦支払いが必要です。
早く手続きをしないと裁判になります。
支払ったお金は後で戻ってきます。
電子マネーで支払ってください。
コンビニで電子マネーのカードを 万円分
買って、プリペイド番号を教えてください。



被害者

どうしよう
早く払わないと

被害に遭わないために

有料動画の料金やインターネットサイトの利用料金などで、
電子マネーを購入するよう指示するのは詐欺の手口です。

- 記載された電話番号には電話しない
- 電子マネーのプリペイド番号を人に教えない
- 身に覚えのない請求には絶対に応じない

